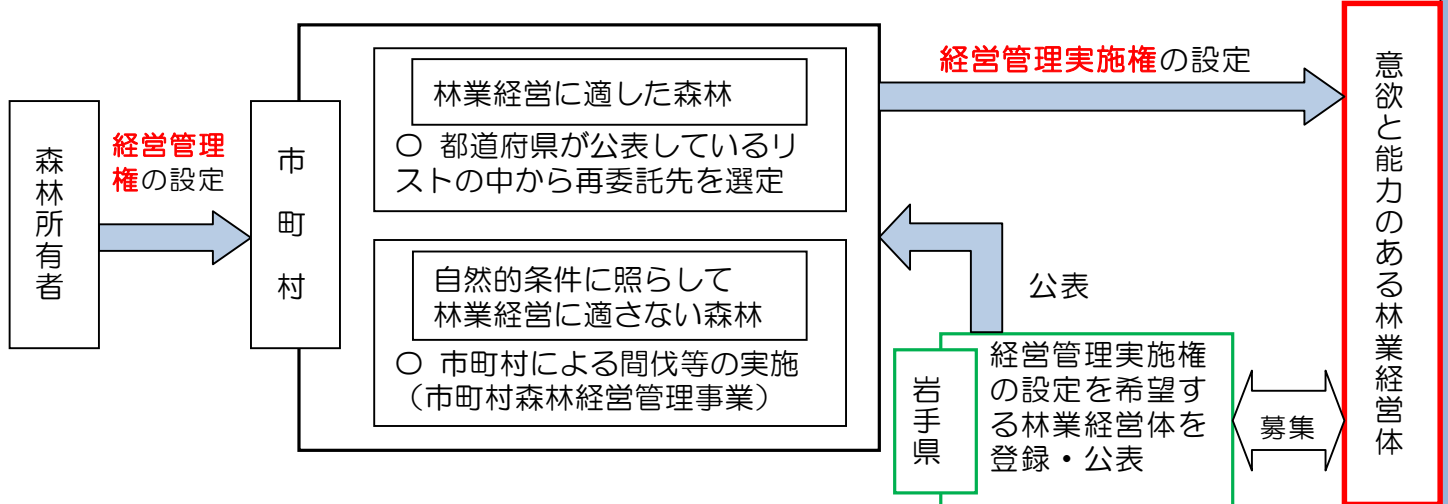


「意欲と能力のある林業経営体」への登録を希望される方へ

- 1 令和元年度から森林経営管理法に基づく**森林経営管理制度**がスタートしました。
- 2 森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から委託を受け、「**意欲と能力のある林業経営体**」に再委託すること等により、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を一体的に促進するものです。
- 3 市町村からの再委託を受けることができる「**意欲と能力のある林業経営体**」については、県が募集及び登録を行っています。

森林経営管理制度の概要



- 経営管理権** : 森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利
- 経営管理実施権** : 市町村の委託を受けて伐採等を実施するために「意欲と能力のある林業経営体」に設定される権利

◆ 募集について

対象者となる方

岩手県内に主たる事務所を持ち、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者
(森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問いません)

申請・登録の流れ

- ① 申請書の様式に記載し、必要な添付書類とともに主たる事務所の所在市町村を管轄する振興局等に提出
(林業労働力の確保の推進に関する法律第5条の認定を受けた認定事業主は、添付書類の一部を省略することができます)
- ② 県が定める**基準（裏面参照）**に合致するかどうか審査を実施
- ③ 基準に合致した林業経営体を、岩手県意欲と能力のある林業経営体名簿に登録、県の公式ホームページ上で公表 ※令和元年6月19日時点において80経営体を登録・公表

申請時期

年4回（振興局等への〆切：5月末日、8月末日、11月末日、1月末日）

登録期間

原則として登録日より5年
(ただし、認定事業主は、改善計画の認定期間と同一期間となります)

◆ 基準について

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。ただし、(3)～(4)、(6)、(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

項 目		基 準
(1) 施業集約化の取組	どちらかに該当	ア 地域森林経営の主体となり（地域けん引型林業経営体等）となり施業の集約化等により、生産性の高い森林経営を実践している イ アと同様に施業の集約化等の取組を今後実践する
(2) 生産量の増加又は生産性の向上	どちらかに該当	ア 5年間で約2割の増加(向上)又は3年間で約1割の増加(向上)の目標 イ 既に一定の基準（生産量に関し5,000 m ³ /年、生産性に関し間伐8 m ³ /人日、主伐11 m ³ /人日）以上の実績がある場合は、現状以上の目標
(3) 生産管理又は流通合理化等	ア、イの両方、又はウに該当	ア 生産管理 ・作業日誌の作成・分析による進捗管理 イ 流通合理化等 ・製材工場等需要者と直接的な取引又は、木材流通業者や森林組合系統などを通じた共同販売・共同出荷等 ウ アとイを1年以内に取り組む
(4) 主伐後の再造林の確保	どちらかに該当	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する イ アを1年以内に整備する
	どちらかに該当	ア 森林所有者への働きかけにより再造林など主伐後の適切な更新に取り組んでいる。 イ アを1年以内に取り組む
(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	どちらかに該当	ア 素材生産又は造林・保育で3年以上の実績 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	どちらかに該当	ア 既に行動規範等を策定・遵守 イ アを1年以内に策定し遵守する
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	ア、イの両方、又はウに該当	ア 雇用管理の改善 ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化 ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、検討 ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実 ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入 イ 労働安全対策の実行 ・リスクアセスメントの実施 ・防護具等の着用の徹底(チェーンソー用防護ズボン、ブーツ、ヘルメット等) ・作業現場の安全巡回 ウ アとイを1年以内に実行する
(8) コンプライアンスの確保	全てに該当	ア 職員に対してコンプライアンスの教育を行っている イ 業務に関連して法令に違反していない（軽微な場合を除く） ウ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない
(9) 常勤役員の設置	どちらかに該当	ア 法人においては、常勤の役員を設置している イ 常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から3年経過した日以降、最初の総会等の時まで設置するよう取り組む

2 経営管理を確実に行うための経理的な基礎を有すると認められること。

項 目		基 準
(1) 経理状況	両方に該当	ア 経理状況が良好 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書又は類似する書類 イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できる

参考

項目(2)生産量の増加又は生産性の向上の考え方

前年度の実績において
 生産量 5,000m³ 以上
 生産性 間伐8m³/人日以上、皆伐 11m³/人日以上
 超えているか？

超えていない

超えている

ア 5年間で約2割の増加(向上)又は3年間で約1割の増加(向上)の目標

イ 既に一定の基準(生産量に関し5,000m³/年、生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標

次の①②③④のいずれかの目標が必要

① 生産量が現状から5年で約2割の増加(向上)

② 生産量が現状から3年で約1割の増加(向上)

③ 生産性が現状から5年で約2割の増加(向上)

④ 生産性が現状から3年で約1割の増加(向上)

次の①②のどちらかの目標が必要

① 生産量が現状以上

② 生産性が現状以上

◆ 申請書の入手方法・問い合わせ

申請書は、下記の岩手県農林水産部森林整備課のホームページからダウンロード出来ます。
「岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表について」
(<http://www.pref.iwate.jp/ringyou/keiei/index.html>)

問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
農林水産部森林整備課	019-629-5785	県内全域
盛岡広域振興局林務部林業振興課	019-629-6611	盛岡市、八幡平市、滝沢市 雫石町、葛巻町、岩手町 紫波町、矢巾町
花巻農林振興センター林業振興課	0198-22-4932	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933	遠野市
県南広域振興局林務部林業振興課	0197-22-2871	奥州市、金ヶ崎町
一関農林振興センター林業振興課	0191-26-1893	一関市、平泉町
大船渡農林振興センター林業振興課	0192-27-9914	大船渡市、陸前高田市、住田町
沿岸広域振興局農林部農林調整課	0193-25-2704	釜石市、大槌町
宮古農林振興センター林務室林業振興課	0193-64-2215	宮古市、山田町
岩泉林務出張所	0194-22-3113	岩泉町、田野畑村
県北広域振興局林務部林業振興課	0194-53-4984	久慈市、洋野町、普代村、野田村
二戸農林振興センター林務室林業振興課	0195-23-9204	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村